

今回も前々回からの続き、合理的配慮と ICT の活用についてです。「特別扱い」をどう捉えるか。「みんな違って大変だから、それぞれに応じて必要な物を工夫して同じ経験が出来る様にしよう」いや、ほんとう言う事ですよね。失敗経験も成功経験も、まずは同じ経験が出来る環境作りが大切だと言う事ですよね、サンフェイスの月1イベントと同じ概念です。まずは経験です☆ 久田

第98回『わかるように伝えてますか』

香川大学 坂井 聰

前々回からの続き、合理的配慮としての ICT の活用についてです。

4 現場の教員の悩み

このように、児童生徒自身が ICT の使用主体になるという話をすると、教育現場から必ずと言っていいほど出てくる回答が三つあります。そこには、現場の教員が ICT 導入による教育効果の可能性を感じつつも、その導入に一步踏み出せない悩みが込められていると感じます。逆に言うと、この悩みに答えることができれば、ICT 導入のハードルも低くなると考えられるのです。では、現場の教員からよく聞く三つの回答とはどのようなものか少し触れてみたいと思います。

一つ目は、「ICT の導入が、その子どもの困難解決の可能性があることは理解できるが、その子にだけ導入すると、特別扱いをすることになるため、クラス全体からすると受け入れられない」というものです。特別扱いはダメというこれまでよく耳にしてきた言葉ですね。二つ目は「ICT の利用により、子どもが自ら学ぶ努力をしなくなるのではないか」というものです。これも安易に学ぶようになると・・・。よく聞きますね。三つ目は「ICT を使った場合、学力を評価するうえで不公平になるのではないか」というものですね。漢字変換がずるいとか、きれいな字になるのでずるいだとかいうものです。

では、それについて考えてみたいと思います。一点目についてです。これは、合理的配慮に関する考え方を理解することで解決できると考えられます。

文部科学省の特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告（2012）には、合理的配慮は次のように示されています。

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」ここで重要なことは、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものと示されている点です。これまでには、教育現場で特別な配慮を求めた場合、「気持ちはわかりますが、あなたにだけ特別扱いはできません。みんな同じようにしていますから」という理由で断られることも多く経験してきたのではないでしょうか。そこには、一人だけ特別扱いすることが、差別になるという考えがあったのではないかと思われます。みんな一緒に基本だったのです。しかし、国連障害者権利条約の批准によりその考え方は、大きく変えなければならなくなつたのです。必要に応じて、対象となる人を特別扱いしなければならないとなったからです。これが、合理的配慮にあたるということなのです。このことを理解すると、一点目については解決できるのではないかと考えられます。

「どの子にも公平にして、その結果、できないことがあっても、みんな違ってみんないいのだから、同じ経験ができなくてもよい」という考え方を、「みんな違って大変だから、それぞれに応じて必要なものを工夫して、同じ経験ができるようにしよう」というように変えればよいということなのです。ということは、特別扱い OK と認めることができる学級を作つていけばよいということになるのです。一点目の問題解決です。今日はここまで！

坂井聰先生の紹介

(プロフィール)

香川大学教育学部卒業 金沢大学大学院教育学研究科修了、香川大学教育学部附属養護学校など養護学校教諭を経て、現在香川大学教育学部障害児教育コース准教授 1997 年 自閉症のコミュニケーション指導で辻村奨励賞受賞。2013年より教授に就任。

(著書)

暮らしの中のコミュニケーション（やまびこの里） クラスルームコミュニケーション（こころリース出版会） 自閉症や知的障害をもつ人とのコミュニケーションのための10のアイデア（エンパワメント研究所）など